## 電気通信大学保健管理センター規程

制定 昭和45年9月2日 最終改正 令和5年1月11日規程第88号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第21条第2項の規定に基づき電気通信大学保健管理センター(以下「センター」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 第2条 センターは、電気通信大学(以下「本学」という。)の保健管理に関する専門的 業務を行い、もって学生及び職員の健康の保持、増進を図ることを目的とする。 (業務)
- 第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 保健に関する事項についての指導援助
  - (2) 定期及び臨時の健康診断の実施
  - (3) 健康相談、健康指導
  - (4) 健康障害者に対する指導助言
  - (5) 精神衛生管理
  - (6) 学内の環境衛生及び伝染病の予防
  - (7) 保健管理についての専門的な調査研究
  - (8) 保健衛生思想の普及、啓蒙
  - (9) その他保健管理に関し必要な業務

(組織)

- 第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。
  - (1) センター長
  - (2) 教授及び准教授又は講師
  - (3) 看護師
  - (4) その他の職員

(センター長)

- 第5条 センター長は、本学の教授のうちから学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

- 第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、センターに電気通信大学保健管理 センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会に関する規程は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、学務部学生課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、昭和45年9月2日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月21日)

この規則は、平成6年12月21日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日規程第127号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規程第104号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第41号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日規程第37号)

- 1 この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 電気通信大学保健管理センター教育研究職員の選考に関する規程は、廃止する。

附 則 (平成24年5月22日規程第65号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第134号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月11日規程第88号)

- 1 この規程は、令和5年1月11日から施行する。
- 2 電気通信大学保健管理センター長選考規程は、廃止する。